

三芳町 子ども・子育て支援事業計画



子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会との考え方を基本指針とし、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育て中のすべての家庭を対象として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

【主な目的】

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園※」の普及を進めます。

※認定子ども園は幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設です。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

質を確保しながら、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により、計画的に待機児童の解消を図ります。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、一時預かり保育、延長保育、学童保育等の充実を図る等、子育てに対する多様な支援を実施します。

新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

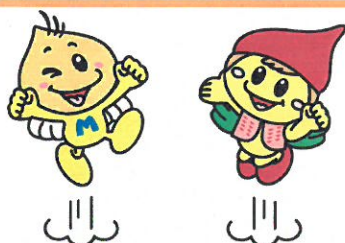
- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）



地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 学童保育室事業（放課後児童健全育成事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定区分	対象者		対象施設
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園
3号認定	0歳～2歳	保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

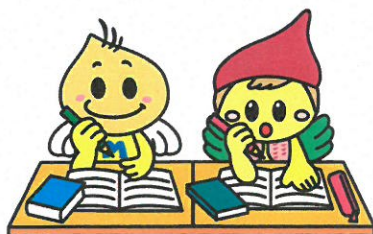
教育・保育提供区域：本町では全域をひとつとして町全体で取り組みます。

乳幼児期の教育・保育の整備

三芳町は、計画期間(平成27年度～平成31年度)において、「量の見込み(必要見込量)」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	事業の内容	平成31年度(計画終了年度)	
		必要見込量	確保量
①利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	(設置箇所数)	
		1箇所	1箇所
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、助言等を行う事業	(延べ利用親子数)	
		11,000人	11,000人
③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	(延べ健診回数)	
		4,301人	4,301人
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握する事業	(訪問乳児数)	
		253人	253人
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業など	検討	検討
⑥子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事等の理由により、児童養護施設等において必要な保護を行う事業	検討	検討
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際に利用する事業	(年間活動件数・人数)	
		3,100人	3,100人
⑧一時預かり事業	乳幼児を幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業	(年間延べ児童数)	
		19,450人	19,450人
		(年間延べ児童数)	
	在園児以外を対象	5,287人	5,287人
⑨延長保育	保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業	(利用実人数)	
		248人	248人
⑩病児・病後児保育事業	病気や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	(利用の延べ人数)	
		20人	20人
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	(定員数)	
		410人	411人



次世代育成支援行動計画

三芳町子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、法定による子ども・子育て支援事業計画を内包した、三芳町次世代育成支援行動計画（子どもに関する総合計画）を策定し、新制度の円滑な導入とその後の運営に向け、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりを進めます。

基本理念	みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち
-------------	------------------------------

基本目標	施策の方向
基本目標1 地域で子育て支援をするために	(1) 子育て相談・情報提供の体制の充実
	(2) 地域における子育て支援サービスの充実
	(3) 子育て支援のネットワークづくり
	(4) 子育て家庭への経済的支援の充実
	(5) 児童虐待防止対策の充実
	(6) ひとり親家庭への支援の充実
	(7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実
基本目標2 子どもと親の健康のために	(1) 子どもや親の健康の確保
	(2) 食育の推進
	(3) 思春期保健対策の充実
	(4) 小児医療の充実
基本目標3 子どもの健やかな成長のために	(1) 子どもの人権の擁護
	(2) 次代の親の育成
	(3) 教育環境の充実
	(4) 家庭の教育力の向上
	(5) 地域活動の充実
	(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 仕事と子育ての両立のために	(1) 保育サービスの充実
	(2) 多様な働き方のできる環境の整備
	(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
基本目標5 子どもが安心・安全な生活ができるために	(1) 安全な都市環境の整備
	(2) 安心して外出できる環境の整備
	(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

